

従業員の個人住民税は 特別徴収で納入ください

市と県では、事業主が毎月従業員に支払う給与から、個人住民税（市民税・県民税）を天引きで納入する「特別徴収」を推進しています。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-7169

個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、毎月支払う給与から個人住民税を天引きして、事業主が従業員に代わって納入する制度です。

特別徴収は事業主の義務です

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法律の規定により、原則、個人住民税の特別徴収を行うことが義務付けられていて、市は、その事業主を特別徴収義務者として指定します。

市は毎年5月末までに「特別徴収税額決定通知書」で個人住民税額を事業主にお知らせします。事業主は、給与から天引きした個人住民税を、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入します。

※税額は、前年の所得などを基に各市町村が算出

対象者となる従業員

前年中に給与の支払いを受けていて、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている従業員が、特別徴収の対象者です。ただし、給与の支払いが不定期であるなどの理由がある場合は、普通徴収（個人納付）で納めることができます。

従業員のメリット

- ・1年分の税額を12回（6月から翌年5月まで）に分けて納めるので、1回あたりの納税負担が少ない
- ・毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがない
- ・納税のために、金融機関などに行く必要がない

※特別徴収の手続きなど詳しくは、市ホームページを確認ください



小・中学校で育む国際感覚

楽しみながら触れる英語 with ALT

小・中学校で英語学習を補佐するALT（外国語指導助手）。市では、27人のALTが、子どもたちの英語力と国際理解の向上につながる活動に取り組んでいます。

◎問い合わせ 学校教育課

☎23-9544

英語に親しめる環境

小学校3年生以上と中学校の授業で、日本人教師とともに英語指導を行うALT。ゲームなどを通して、「生きた英語」に触れる機会を提供していて、中学校では英語の暗唱・弁論大会に出場する生徒の原稿のチェックや、発表の指導も行っています。

ALTとの関わりが、子どもたちが英語を好きになるきっかけの一つになっています。



外国の文化を身近に感じる

語学指導以外にも、ALTは給食の時間をはじめさまざまな機会です。子どもたちはこの触れ合いを通して、外国の文化を身近に感じることが出来ます。



Message from ALT



トーマス・ウィリアムズさん（イギリス）

世界への好奇心を育む

学校の授業などを通して、子どもたちが世界に興味を持てるようになればうれしいです。気軽に声をかけてください！

地方税ポータルシステム eLTAXが便利です

市では、個人住民税の給与支払報告書や特別徴収に係る各種手続きについて、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した申請書などの受け付けを行っています。ぜひ利用ください。

◎自宅やオフィスで手続きできます！

窓口に行かなくても8時30分から24時までインターネットで手続きを行うことができます。
※土・日曜日や祝日、年末年始を除く

◎給与支払報告書や源泉徴収票を一括提出できます！

国や市のそれぞれに提出義務がある給与支払報告書・源泉徴収票を、一括して提出できます。

◎電子納税が便利です！

個人住民税（特別徴収分、退職所得分）と法人住民税が電子納税できます。

利用届出の提出など詳しくは、eLTAXホームページを確認ください。また、eLTAXの利用について不明な点などは、eLTAXホームページの「よくある質問」を確認ください。



eLTAX
ホームページ



eLTAX
よくある質問

※スマートフォンからは、利用届出などの手続き、問い合わせフォームやアンケートの利用はできません

食べものにもったいないを、もういちど

10月は食品ロス削減月間です

まだ食べられる食品が捨てられている「食品ロス」。10月は食品ロス削減月間、10月30日は食品ロス削減の日です。この機会に、今の生活を見直してみませんか。

◎問い合わせ

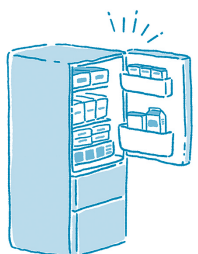
環境業務課
☎24-5560

食品ロスはどのように発生？

食品ロスは、小売店や飲食店、家庭など「食べる」ことに関係するさまざまな場所で発生しています。日本では、年間523万トンが食品ロスとなっていて、その約半分は一般家庭から出ています。発生の原因として、食べ残しや賞味期限切れ・消費期限切れ、野菜の皮の厚みなどがあります。

今日からできる食品ロス削減

- ・買い物の前には食品の在庫を確認し、必要なものだけを買う
- ・買ったものは使い切るか、残った食材は別の料理に活用する



もったない！



3010運動を实践しよう！

- ・会食や宴会での食べ残しを減らし、食品ロスを削減するため、次の3カ条を守りましょう。
- ・食べきれぬ量を注文する
- ・乾杯後30分間は席を立たずに、料理を楽しむ
- ・終了前の10分間は自分の席に戻り、再度料理を楽しむ

家庭で実践!! 3010運動

環境業務課
技術員
杉山 大吾



毎月30日・10日は冷蔵庫内を点検してみませんか。食材の期限をチェックして、期限の迫っている食材から使用するなど、身近なことから食品ロス削減に取り組みましょう。